

国 不 建 第 78 号
令和 8 年 9 月 18 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

建設業界における法令遵守の徹底について

近年、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）や刑法（明治 40 年法律第 45 号）などの法令に違反したとして、建設業者が刑事責任を問われ、あるいは行政処分を受ける事案が、少なからず発生しており、また、平成 30 年 3 月、独占禁止法に違反する行為を行ったとして大手建設業者が起訴され、本年 9 月 14 日に最高裁判所が被告側の上告を棄却したところである。

建設業界における法令遵守の徹底については、「建設業界における法令遵守の徹底について」（平成 30 年 10 月 23 日付け国土建第 243 号国土交通事務次官通知）において周知しているところであるが、貴団体においては、改めて独占禁止法などの法令に違反する事案の発生を防止し、国民からの信頼に立脚した建設産業の健全な発展に資するため、傘下事業者に対し、役員は勿論のこと、全ての従業員ひとり一人にまで法令遵守の意識が浸透するような体制の確保や取組の徹底を求めるなど、独占禁止法などの法令に違反し、あるいはいささかもその疑いを招くような行為が行われないよう、法令遵守の更なる徹底に万全を期されたい。